

意見書

福岡言友会 菊池良和（医師・九州大学病院耳鼻咽喉・頭頸部外科助教）

2018年6月15日に閣議決定された第3期教育振興基本計画（文部科学省）で、「高等学校卒業段階で、英語力CEFRのA2レベル相当以上を達成した高校生の割合を5割以上にする」という目標が設定されました。そのため、一部の大学では、英語力CEFRのA2レベル以上または、それに相当する書類がないと、出願が受理されない状況が発生する懸念があります。その英語力は、従来の「聞く・読む」に加え、新しく「話す・書く」の2技能を加えた4技能で評価することとなり、民間事業者等により実施されている資格・検定試験の活用を促進する方針としています。つまり、吃音者または場面緘黙症（選択的緘黙）など発話に障害のある人が、志望する大学に出願すらできない状況が発生する可能性があります。そのため、その障害のため能力を過小評価されるリスクが生じ、障害者差別解消法における「不当な差別的な取り扱い」に該当する可能性があります。

英語力を判定する民間事業者には、「GTEC」を実施しているベネッセコーポレーションを始め7団体ありますが、先日、福岡県でGTECを高校生に強制的に受験させようとした事例が確認されました。その吃音のある高校1年生と保護者が吃音症に対する配慮について問い合わせると、「吃音症に対する配慮はない」と回答されたそうです。

文部科学省高等教育局大学振興課の報告（平成30年8月28日「大学入学共通テストの枠組みで実施する民間の英語資格・検定試験について」）によれば、大学入学共通テストの外国語の成績判定に活用できる民間試験の条件として、「障害等のある受験生への合理的配慮をしていることを公表していること等が定められており、これらの要件を（大学入試）センターにおいて確認」できることが挙げられています。今回、ベネッセコーポレーションに「GTECは吃音症または場面緘黙症（選択的緘黙）など発話に障害のある人のために必要な合理的配慮があるかどうか」を確認した上で、大学入学共通テストの成績判定に活用できる民間試験のひとつとして相応しいと判断したのでしょうか。

私たちは当事者団体として、吃音症または場面緘黙症（選択的緘黙）など発話に障害のある人がGTECを受験する際の合理的配慮の追加を望みます。具体的には、GTECに発話時間の延長（タブレットの電子機器なので、過重な負担とはならないと思います）、または発話の免除（3技能の中で平均し4捨5入する等）ことを、診断書があれば可能となるように要望します。

以上